

社会福祉法人 名古屋市東区社会福祉協議会

# 賛助会員ご入会にご協力をお願いします

東区社会福祉協議会では、本会の事業を知っていただくとともに、ご協力いただける賛助会員を募集しています。本会の地域福祉活動にご理解ご賛同いただき、温かいご協力をお願いいたします。

## 社会福祉協議会とは？

東区社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて設立された公共性の高い民間の団体です。

本会は、各学区の区政協力委員、民生委員などの地域の代表者の皆さんや、社会福祉関係施設・団体など幅広い分野の方々にご参画いただき、地域のみなさまの参加・協力を得て、地域のニーズに応じた福祉の増進に努めています。

## 賛助会員とは？

東区社会福祉協議会では賛助会員として会費を納めていただくことで、資金面で地域福祉活動を支えるしくみを取り入れています。

ご協力いただいた賛助会費をもとに、地域のみなさまと協働して「誰もが住みよいまちづくり」を推進しています。

\*詳しい用途は裏面をご覧ください。

## 【令和6年度実績】

¥1,480,000円

【会員数】 法人・団体 91 件  
個人 517 人

ご協力ありがとうございました。

## 【会費の種類】

個人会員 1口 1,000円(年額)  
法人会員 1口 5,000円(年額)

趣旨にご賛同いただける方は、本会ホームページからお申し込みしていただくか、下記までご連絡ください。申込書・振込用紙をお送りします。(所定の振込用紙を使用していただいた場合は、振込手数料は本会が負担いたします。)

<会費振込口座>

三菱UFJ銀行 東支店 普通 1222841  
郵便振替口座 00850-2-77893  
口座名義 (福) 名古屋市東区社会福祉協議会

## 【税法上の優遇について】

<個人の場合>

確定申告によって、所得税及び住民税の寄付金控除等を受けられる場合があります。  
(寄付金のうち2千円を超える部分)

**所得税**

所得控除額(総所得金額等の40%相当額が限度)

= 寄付金等 - 2千円

税額控除額(所得税額の25%相当額が限度)

= (寄付金等 - 2千円) × 40%

**住民税控除**

愛知県民税

= (寄付金等(総所得金額等の30%が限度) - 2千円) × 2%

名古屋市民税

= (寄付金等(総所得金額等の30%が限度) - 2千円) × 8%

<法人の場合>

法人税法上の損金算入優遇措置が受けられます。

【問合せ先】 社会福祉法人名古屋市東区社会福祉協議会

〒461-0001 名古屋市東区泉二丁目28番5号 高岳げんき館(東区在宅サービスセンター)

電話 932-8204 FAX 932-9311

E-mail higashiVC@nagoya-shakyo.or.jp <https://www.higashi-fukushi.com>



# 賛助会費の使途

みなさまにご協力いただいた賛助会費は、下記の事業に活用させていただきます。



## 第5次東区地域福祉活動計画事業の実施



ボランティア養成講座の開催や交流事業を実施します。

だれもが、だれかと、つながる、食べられる、居られる

## 『みんつく地域食堂』

誰でも行くことができる居場所づくり、困りごとへの対応の場としての機能、寄付や善意の循環を地域のみなさんと一緒にめざしています。



ボランティアや食材等のご寄付を受付しています

## ふれあい・いきいきサロンの支援



地域のボランティア等が実施している『高齢者サロン』や『子育てサロン』等に対し事業助成をします。

## 『ひがし福祉まつり』の開催



毎年10月に区民まつりと共催で『なごやかまつり・ひがし』を開催します。

## 広報等にかかる経費



社協だよりの発行等広報経費に活用します。

## 寝具クリーニングサービス事業の実施



お布団が干せない要介護認定の高齢者や障がいがある方などを対象に、清潔で快適な生活を送っていただくために寝具クリーニングサービスを実施します。



## 福祉車両(ノア)の貸出事業

福祉車両(ノア)の貸出事業の経費等に活用します。

★東区社会福祉協議会ホームページから、賛助会員入会申込みができます。受付後振込用紙等郵送いたします。詳しくは本会ホームページをご覧ください。 <https://www.higashi-fukushi.com>